

様式第二号(第二面)

第2号手数料

- (1) 児童の父母等に対する相談援助、児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込みの確認に要する調査その他の特定の児童等に係る業務に要する交通費又は通信費
- (2) 養子縁組のあっせんに係る特定の児童の出産に要する費用(妊産婦に対する健康診査に要する費用を含み、当該出産及び健康診査を取り扱う医療機関その他の機関が通常の出産及び健康診査の際に請求する額を超えない部分に係るものとし、児童の父母等が出産育児一時金その他の給付金を利用して支払う場合には当該給付金の額を控除した額に係るものに限る。)
- (3) 養親希望者が児童を引き取るまでの間の当該児童の養育等に要する費用

第3号手数料

- (1) 上記に掲げる費用(特定の養親希望者に係る業務又は特定の児童等に係る業務に現に要した費用として金額を示すことができるものに限る。)の合計額から第1号手数料又は第2号手数料として徴収する額を控除した額
- (2) 人件費、事務費その他の養子縁組あっせん事業の運営に通常要する費用(上記に掲げる費用を除く。)の額

2. 徴収する手数料の額及び手数料を徴収する時期

<第1号手数料>

| 費用      | 手数料の額            | 手数料を徴収する時期 |
|---------|------------------|------------|
| (1)の費用  | 実際に要した額の 全部 ・ 一部 |            |
| (2)の費用  | 実際に要した額の 全部 ・ 一部 |            |
| (3)の費用  | 実際に要した額の 全部 ・ 一部 |            |
| (4)の費用  | 実際に要した額の 全部 ・ 一部 |            |
| (5)の費用  | 実際に要した額の 全部 ・ 一部 |            |
| (6)の費用  | 実際に要した額の 全部 ・ 一部 |            |
| (7)の費用  | 実際に要した額の 全部 ・ 一部 |            |
| (8)の費用  | 実際に要した額の 全部 ・ 一部 |            |
| (9)の費用  | 実際に要した額の 全部 ・ 一部 |            |
| (10)の費用 | 実際に要した額の 全部 ・ 一部 |            |